

ファニー・コザンデ、ロベール・デシモン著(フランス絶対主義研究会訳)
『フランス絶対主義——歴史と史学史——』

《書評・新刊紹介》

ファニー・コザンデ、ロベール・デシモン著
(フランス絶対主義研究会訳)
『フランス絶対主義——歴史と史学史——』

伊藤 直之

『フランス絶対主義——歴史と史学史——』と題された本書は、ある個別具体的な対象について行われた実証研究でもなければ、フランス史の概説書、あるいは研究入門書でもない。19世紀フランスの政治的思潮のなかで誕生した「絶対主義」という語を入り口に、近世フランスの統治理論および統治実践についてなされた研究成果を論理的に配置し、もって「絶対主義」とよばれる近世フランス独自の政体とそれに対する歴史家の理解の双方を再構成する——著者の言をかりればモンタージュをつくるものである。本書のそうした態度は「歴史と史学史」という副題に端的に示されているが、原語は *Histoire et historiographie* となっている。このフランス語が「歴史と歴史叙述」ではなく「史学史」と訳されているのも、フランス絶対主義への歴史家のとらえ方それ自体が研究対象となっていることをふまえている。しからば本書は、フランス絶対主義に関わった研究について行われた実証研究と読むことも、また近世フランスの統治全般に関する研究入門書と読むことも可能なものであり、読者の立場や興味関心に応じて多種多様な読み方がひらかれ得るといえよう。なお原書は2002年にファニー・コザンデとロベール・デシモンの共著としてスイス Seuil 社より上梓されたもので、それに加えて2019年にあらたに著者が書き下ろした日本語版序文をあわせたものの全訳が本書である。

構成は次のとおりである。

日本語版序文

緒言 「絶対主義」何を、どのように問うのか

序 歴史の中の絶対主義、史学史の中の絶対主義

第一部 絶対主義——王政による理論的構築

第一章 立法権をめぐる理論としての絶対主義

第二章 「立憲体制」としての絶対主義——基本法と慣習法

第三章 王権神授説と国家理性

第二部 絶対主義——王政による実践的構築

第一章 諸身分への諮問なく統治する王

第二章 絶対主義の手段——国家装置の構築と集権化

第三章 絶対主義への抵抗

第三部 絶対主義は神話か

第一章 絶対主義とクロノロジー

第二章 絶対主義は存在しなかったのか

第三章 絶対主義は全体主義ではない

結 論 絶対主義概念の読み直しに向けて

訳者解題

法諺リスト

緒言にて本書の目的が示されたのち、序文にて絶対主義をめぐる現況が以下のごとく問題視される。すなわちひと口に絶対主義といっても、その内実は「実践された絶対主義」と「理論的に構築された絶対主義」とに分けられ、前者の分析はおもに歴史家の、後者はおもに法学・政治学者の仕事であった。このうち歴史学では、複雑な行政の仕組みや社会の論理が明らかになり、王の限界が定められるにおよんで絶対主義の存在そのものを否定する議論まで登場した。絶対主義は全体主義と同義なのか。絶対主義とはたんなる神話にすぎないのか。あらためて理論に立ち返り、絶対主義研究の大枠を再構築することが求められる所以である。

絶対主義は何よりも、中世のレジスト（法学者）がローマ法学や神学の諸概念を王政に援用して理論を整備することからその土台が築かれ、そのうえに統治実践がなされた。したがって、本書でも第一部で理論的構築が、第二部で実践的構築が、そして第三部で絶対主義という語で名指された概念をめぐる史学史が取り上げられ、結論にいたる。

絶対主義のイデオロギー的側面を扱う第一部ではまず、王権拡大を正当化する中近世の法学者の仕事が紹介されたあと、多元的な法を基盤とする王権の仕組みが概説され、最後に王権神授説と国家理性というフランスに特有の、王権による統治を正当化する二つの言説が分析される。

中近世の法学者たちは、フランス王権に関する理論を整備するにあたってローマ法諺を積極的に活用した。このとき法学者たちが示そうとしたのは、王が法に優越するというもののみならず、王がすべての立法権を保持しているということであった。かの有名な「フランス王はその王国においては皇帝である」という法諺もまた、王の手に無限の法制定権が確保されていることを謳っているのである。また『国家論』で名高い法学者ジャン・ボダンの主権論も絶対主義の整備に重要な役割を果たす。ボダンの『国家論』は、長い宗教戦争の終幕にあつて王権強化による平和の実現が求められていた、という時代背景のなかに位置づけられる著作だが、これはのちに絶対主義への道を開くこととなった。主権とは、法を付与あるいは破棄する権力（＝立法権）を指すが、これをただ王のみが保持している状態を王国とする、この「絶対主義的転回」が王権の法制定権を極大化させたのである。そして最後に、神権と王権の対照関係にふれられる。神は自然法をつくり、通常時は自然な展開に任せておくが、非常時には法を停止して奇跡を起こす。同様に、国王もふだんは法に従って通常権力のみを行使するが、「例外状態」にあつては

「必要はあらゆる法を押しつぶす」という法諺がもちだされて絶対権力が行使されるのである。

たほう絶対主義は、王令や慣習法、(王国)基本法など多元的な法体系によって下支えされてもいた。それぞれ成り立ちを異にする諸法の存在は、それじたい社会集団の多元性を物語っているわけだが、15世紀半ばからは王令による慣習法集成の試みや身分会議を経ての改革によって、徐々に王権の介入を受けるようになる。それゆえジャック・クリナンなどは、フランス王国の法的多元性に疑問を呈して、国王は当初から全権をもって慣習法を支配しようとしていたとさえ考えていた。本書ではしかし、王権が慣習法へ干渉するさいにも三身分の協力を求めた事実注目し、絶対主義の立憲的側面を重視する。同じ性質は、王位継承や国王財産について定めた基本法についても看取される。基本法は、たとえばパヴィアの戦い後に国王直轄財産の不可譲性を主張するために、あるいは宗教戦争時に国王はカトリックたるべきことを主張するために持ち出されたが、それらはサリカ法と結びつけられて一種の神話としての権威を帯びることとなった。こうして、ルイ14世が自らの庶子を後継者に出来なかった実例が示すとおり、基本法は王権でさえも容喙できない不可侵性を有したのだ。それでは、この基本法は憲法だったといえるだろうか。たしかに、フランスに慣習憲法が存在したということではできようが、その意味内容を確定するため、本書ではさらに憲法＝コンスティテュションの同時代的用法へと分析がすすめられる。いわく、近世の理論家は王国を、国王を頭として臣民の諸集団を四肢とする身体＝コンスティテュションと仮定し、この構造をクロヴィスらしいの不易の本性と考えた。それゆえ王権は国王個人の所有物などではなく、王権ははじめから存在しており、それを国王個人が先代から受けとってはそれをそのままの形で時代へ譲り渡すだけのことである。コンスティテュションは共時的な概念であるがゆえ、そのあり方を規定する基本法は違憲審査を受け付けられないものであり、これを「憲法」というのは難しい。したがって本書では、絶対主義と立憲王政を区別して考察するべきと結論付ける。コンスティテュションをめぐる研究はまた、国家のメタファーを縦横に敷衍する儀礼の分析へと広がった。儀礼分析はとりわけ、英米圏の人類学研究の流れをうけて発展し、絶対主義研究にあつては「王の二つの身体」(カントロヴィッチ)と「王は死なず」の理論に関する研究を起点に、親裁座、入市式、聖別式、即位式に焦点があてられてきた。そして、これら数々の過度に演出された一連の舞台芸術の存在によってもまた、近世フランスに「憲法」があつたとはいえないとされるのだ。

絶対主義をめぐる理論のなかでいま一つ枢要な位置を占めるのが、王権神授説である。17世紀に、聖王ルイ9世への崇敬から端を発して国王を神になぞらえるイメージが強化された。そして教会の側も、国王への信仰を通して宗教への敬意が高まることを期待したがゆえに、これを問題視することはなかった。しかしながら、とりわけガリカニスム(フランス教会自立主義者)の立場からは、王国や国王個人に対する教皇からの介入の排除や、教会に対する俗権の優位を主張するための言説として利用されることもあつた

という。総じて王権神授説は、聖職者権力が神に由来していることを理由に不可侵性を帯びるのと同じ照応関係でもって王権の不可侵性を主張するうえで、大きな重要な役割を果たした。そしてこれを非宗教化させるかたちで発展させたのが、リシュリュー期の「国家理性」である。すなわち、国家の利益を最大化するための合理的計算によって政治がおこなわれるようになり、この主権国家体制の時代の新しく、世俗的な道徳は、従来の宗教的な道徳と対立するようになった。これがエティエンヌ・デュオーら 1960 年代の研究者の見解であるが、1980 年代の研究は政治的道徳と宗教的道徳の対立というモデルを拒否して、代わりに「政治的なフランス教会自立主義」という概念を参照する。つまり、国家は宗教との連帯をこころみ、絶対主義は神学由来の概念をもとにその権力基盤の構築をめざす。主権国家としてのフランスは教会権力から独立したが、それと同時に王権を再神聖化した。その意味で絶対主義は、実態はともかくとしても全能であることを志向したのである。

続いて、第二部では絶対主義を実際に運営していく仕組みが紹介される。すなわち、王権が諸身分に対しておこなった働きかけ、王権が絶対主義を可能にするために用いた手段、王権が推しすすめる絶対主義に抵抗する民衆や貴族、高等法院の動きの三つが検討される。

近世フランスでは、全国三部会と地方三部会によって代表が担保されていたとされる。全国三部会は聖職者、貴族、臣民（第三身分）からなる身分会議であり、国王が新税を導入する際などに諮問の目的で招集される。地方三部会はブルターニュやブルゴーニュなど王権からの独立傾向が強い地域に設置されており、王権に対して課税協賛権をもち、課税の配分などを決定する。さて、ここでは絶対主義と代表制がはたして両立するものか否か、という点が検討されている。ロラン・ムーニエいわく、王と権力を分有するところの「身分制国家」は絶対主義と両立しえないし、ロジェ・シャルティエいわく、17 世紀の三部会は王権が自由に監督できる、代表制であったという。それゆえ、近代的議會を典型とするイギリス生まれの代表制がフランスの絶対主義とは相いれなかったと結論づけられる。しかし、たとえ政治的な代表制が根づかなかったとしても、社団が社会的な代表として王権の諮問を受けることは十分にありえた。この代表制は王権に制限をかけるというよりも、王権による統治を円滑ならしめたとさえ考えられるのである。また王権は、ある集団に「特権」というかたちで恩恵を与えたり、逆にこれを剥奪したりして、統治に役立てることもあった。この特権の代表格が官職売買である。なぜなら、官職を保有することで当該職務領域にかかわる広大な権限だけでなく、その地域の行政全体を管掌する権能さえ保持しえたからである。官職保有者の社団は、財務を安定させて王国の臣民から公信用を得ると同時に、王権からは特権をえてその統治に寄与する。いわば公信用を有する社団を、王権が特権でもって自らの手許につなぎとめる、このようなシステムこそが絶対主義の政治的な力強さであったと本書はまとめている。

次に絶対主義の手段として、まず王の近くにある宰相や諮問会議、そして官僚、さら

に戦争を運転するための徴税システムが検討の俎上に載せられる。諮問会議は国王の内閣官房としてこれを側近くで補佐する役割をもったが、ルイ 14 世個人への権力集中が強化されるのと軌を一にするかたちで、国王留保裁判権の担い手として枢要な位置を占めるようになる。18 世紀になると、ますます専門分化した諸会議の拡張によって王の政治的存在感希薄化していった。すなわち、國務諮問会議を用いた親政の運用とは、ルイ 14 世にのみ可能な芸当だったというわけである。王個人の権限強化は、官僚の力関係にも作用した。つまり、売官制の下で官職を購入したところの保有官僚と、王権から任命を受けた親任官僚のうち、とりわけコルベール以降地方長官として登用された後者が、地方総督や地方財務局官僚を輩出してきた前者よりも、影響力のうでしのぐようになったのだ。そしてこの動きには、保有官僚からなる社団がみずからの職権によって有していた政治的、社会的影響力を掘り崩す意味もあった。とはいえ、保有官僚から親任官僚へという単線的な入れ替わりが全般的に進められたと結論づけることもできない。それは、保有官僚が地方の諸機関とのあいだに有していたチャンネルは王権にとって不可欠であったし、そもそも親任官僚はもともと保有官僚だった者から選ばれており、両者の境界は不分明であった。それゆえアルバート・ハムシャーは、フロンドの失敗による高等法院の後退や王権の再建について、その程度を限定的に見積もり、保有官僚の役割を強調するが、本書の立場もこれに近い。徴税システムについては当然、戦争との関連で語られる。つまり、戦費調達を必要を満たすために全国規模の徴税システムが構築され、その運用を通して集権化ならびに絶対主義が進展する。とりわけアンリ 4 世期から、税制における地方三部会の影響力を排除しようとする王権の意思がみられるようになる。この意思はルイ 14 世期にあっても貫徹されることはなかったが、それでも地方のエリート層の頭上を飛びこえて第三身分の協力のもとに徴税が行われた。これは絶対主義が、王権への政治的集中と最もローカルなレベルへの王権の浸潤という 2 つの仕方でなされていることを示すものであり、その担い手こそが親任官僚であった。

こうした王政の実践は、さまざまな抵抗にさらされてきた。たとえば、民衆が起こした蜂起にはマルクス主義の観点から説明が与えられた。いわく、これは封建国家に対する民衆の階級闘争であり、王権や貴族など上からの抑圧に対する抵抗だった、と。これに対し、当時の蜂起は貴族がブルジョワジーに抵抗して民衆と連帯して起こしたものだという反駁がなされる。いわゆるムーニエ・ポルシュネフ論争である。ただし本書では、貴族が「反乱の義務」ともいうべき形態でもって絶対主義に対してなした抵抗のほうに焦点をあてる。貴族はしばしば王に「対して」ではなく、王の「ために」蜂起した。というのも、貴族は祖国のために、王の周囲に巣くう悪しき助言者を斥けなければならないし、そうすることで公共善を実現しなければならないからだ。ところが、こうした言説はフロンド以後、徐々に影をひそめる。貴族は恩給などと引き換えに王権へ忠誠を誓い、その廷臣となって宮廷社会に入るようになる。貴族に代わって 18 世紀より抵抗の主軸をなしたのが、高等法院による異議申し立てである。法服貴族の牙城である高等法院はし

しばしば自由主義的立場から王権に抵抗し、その絶対主義的側面を非難して対立した。こうした動きが「反絶対主義」と捉えられることも少なくなかったが、本書ではカトリヌ・メールらの分析を参照しながら、高等法院が非難したのは18世紀になって行政機構を肥大化させたところの絶対主義であって、王の立法権を根拠とする旧来の絶対主義ではないと主張される。本書は何より、絶対主義が状況によって変転していくこと、しかしその事実でもって「絶対主義が存在しなかった」と断じるのは適当ではないことを強調するのである。

第3部では、絶対主義の存在を否定したり、全体主義と同一視したりする所説を取り上げ、「絶対主義」という語で名指される近世フランス特有の仕組みを問題化する。検討に先立ってまず、絶対主義という概念そのものをめぐる研究状況が概観される。ここで考察の主軸となるのは、絶対王政なるものが不変の枠組みなのか、それとも時代が下るにつれて進化していくものなのか、という論点である。換言すれば、絶対主義の理論的側面に力点をおいてその堅牢さを取り上げるか、実践的側面に焦点を当ててその変遷を重視するかの違いといえよう。オリヴィエ＝マルタンら法学者は、王政を一個のシステムとして捉える。むろん王の人格に応じて変化はしていくものの、それも中近世の法学者たちが緻密に理論整備した王政の枠内においてのことである。フランスの王政は基本的に常に絶対的だというわけである。これに対し、歴史学の立場はルイ14世親政以降「行政的王政」が始動し、これが絶対王政と折り重なり合いながら展開したという見解を出した。彼らの関心は、絶対主義がいつ始まりいつ終わるのかという問いに始まる通時的理解にある。近世フランスに起こった内乱や蜂起が逐一失敗したことで絶対主義は強化されたが、その最盛期を画したルイ14世期は同時に革命へと向かう衰退の局面の始まりでもあった、とされるのである。そのうえで、絶対主義なるものを政治体制のひとつとして類型化することの是非が問われる。かかるアプローチには近世ヨーロッパに存在した王政のなかにフランスのそれを位置づけて、比較の展望をひらくという意義が見いだされる。現在では、絶対主義を王政一般にみられる特徴ととらえてこれに固有の類型を求めない立場と、王政のなかでもとりわけ絶対主義的であった時代をひとつの類型として考える立場とが存在する。その一方で、絶対主義の存在そのものに疑義を呈する立場も存在する。

絶対主義を神話、幻想とする立場はアングロサクソン圏に多くみられる。これらの所説を子細に検討すれば、たとえ絶対主義が絶対的であろうとしたとしても現実の社会構造や収税面での不如意を挙げて、絶対主義の理想と内実のずれを指摘するアプローチが多い。近世フランスには庇護関係や忠誠関係といった人的紐帯が綱目のように張り巡らされており、王権はいかに絶対的であろうとそのネットワークを利用しないわけにはいかなかった。いわば近世フランス社会で展開されているコミュニケーションのしきたりには従う必要がある。そのために王権が行ったことこそ、本書第2部第1章で検討されたとおり、特権でもって忠誠心や下へ連なる忠誠関係を買うことである。すなわち、理

想としては近代的な行政システムを整備して絶対主義を推進しようとするが、内実では中世的な人的紐帯に従うかたちで一種の妥協を余儀なくされる、このような絶対主義の矛盾がみられるというわけである。さらに、とりわけ 18 世紀には絶対王政が政治的合理性を志向して行動した結果、絶対主義の理論的原則にそぐわなくなっていくという逆説的な見解も提出されている。たとえば、金策に追われて各地で社団との交渉を余儀なくされているという事実、あるいは 18 世紀後半の自由主義的改革を絶対主義の論理において実践しようとする矛盾。これらが複合的に作用した結果、絶対主義的实践は絶対主義的理論によって破局したのではないか、というわけである。

また、絶対主義と全体主義を同一視する立場に対して、本書は過去へ現在のレッテルを貼ることの危険性を説いている。絶対主義が全体主義とよばれるには、到底相応しくないとされる。それはまず、現実の絶対主義が各地に存在する諸社団に絶えず制限を受けており、暴政に転化する可能性はほとんどなかったからである。また同時代の著作物にもみられるとおり、フランスの「王政的君主」は基本的に臣民の財産を尊重し、これを侵害しない。法諺にもあるように「王は自らの財産で生きなければならない」のだ。この点でフランス王は、臣民の所有権に介入する「主人的君主」と異なる。どころかゲルハルト・エストライヒが「絶対主義の非絶対主義的要素」と呼ぶように、絶対主義は個人的な、私的な領域には干渉しなかったとされている。一方で、ジャン・ボダンが家における家父長の権威と国家における王のそれを対比させて論じていた。これは家の経済を掌握するのが家父長であることと同じく、臣民の財産を王が決めるべきという独断的主張につながり得た。しかしその内実は臣民を養い、治安維持に注力する王の姿がむしろ色濃く表れてきている。総じて、絶対主義における王権の理論および実践には「正義」観念が枢要な位置を占めること、さらには権力と社会の同一化を避けようとしていたこと、これにより絶対主義が全体主義とは別物であると結論づけられる。

結論部では、本書の流れがいま一度さらわれたのち今後の展望として、フランス王権による政治と絶対主義の原理がどの程度一致していたか、という問題が提起される。また、権力の実践を時代背景に置き直して理解するために、理論面での時代背景を考慮する必要性も説かれる。絶対主義研究は、いまなお理論面と実践面とのあいだに断絶があり、そのはざままで揺れ動くことを余儀なくされている。絶対主義は多面的な視角が要請される研究領域であり、思弁的次元でしか答えが出ないものであると結ばれて本書はとじられる。

本書はいわば、同時代史（エミック）と研究史（エティック）を往復することで、絶対主義という研究領域の総体の外観を素描する研究書であるといえよう。それゆえ本書は、個別研究に対するように論点とともに批判するということと同じ程度に、これをどう受容し、フランス史研究にどのように活用していくかを考えることが重要になると思われる。この点について、近世フランス史研究を志す評者から 2 つほど論点を提示したい。

1 点目は、本書で挙げられている研究のほとんどが、程度の差こそあれ基本的には絶対主義の時代が実際に生きられた土地におけるものであり、当然研究者の視座は何らかの記憶に下支えされている点である。翻って、フランス史研究を志す日本人はこの記憶をもたずに絶対主義に取り組むこととなる。本書の結論部には「絶対王政がなければ共和国はない」(p.248) という一文が出てくるが、絶対主義に連なる系譜に属する政体を生きていない日本人には、果たして絶対主義研究においてどのような視座が可能か。評者からこれにひとつの回答を与えるとするならば、能うかぎり透明な解釈学を構築することだと思われる。評者個人の研究を例にとり恐縮だが、たとえばある政治的行動の背景にひそむ根拠を明らかにしたいとき、それに関連する法令を繙き、それと実際になされた政治的行動とを照合する、そのような作業が求められる。この作業を、絶対主義に連なる政体を生きているフランスの研究者が行うのと、そのような政体に無縁の日本人が行うのとでは考察の内容に違いの出ることが予想される。この場合、「絶対主義的感觉」とでもいうべきフィルターをもたない我々は、その分だけ字義に沿った解釈を期することができる。それどころか本書にあらわれる、フランス人のいわゆる「絶対主義的感觉」に下支えされた議論を参照することで、現代的感觉を自覚的に排し、より同時代感觉到に即した考察が可能になると思われる。本書によってフランスでの研究上の思潮を理解し、その感觉を意図的に斥けたうえで史料を繙くことが、その当時の理論的背景と実践をより正確に架橋することにつながるのではないだろうか。

2 点目は、冒頭に述べたとおり本書が史学史の書物であると同時に、研究入門の書物でもあり、初学者にとっては複雑な近世フランスの政治体制が簡潔にまとめられている点である。日本におけるフランス法制史研究の現状を顧みれば、ひとつひとつの組織の訳やその内容についてさえ共通見解が乏しい状態にあり、各研究によってそれらは異なり、一定しない。それはむしろ、近世フランスの統治のあり方が手軽に参照できる情報源が少なく、そうした状況がさらなるフランス法制史を取り組みにくいものにしているくらいがあるとも思われる。しからば本書は、史学史と同時に、近世フランスにおける統治の様相が日本語でわかりやすくまとめられた、稀有な書物である。本書の出版を機に、日本において近世フランスの国制や法制を研究する共通の土台づくりの促進されることが期待される。

最後に、本書は原書の訳文のみならず、9 人の訳者が 1 人 1 つずつコラムというかたちで、日本人には理解しにくい近世フランス特有の政治上の概念を最新の研究に基づいて概説している。また、絶対主義の理論について述べられている第 1 部の理解に際しては、訳者解題の後ろに配された法諺リストが大いに役立つことであろう。近世フランス史研究の末端にかかわる評者として、ぜひ本書の一読をお勧めしたい。

(A5 判 356 頁 2021 年 4 月 岩波書店 税別 6700 円)

(洛南高等学校附属中学校)